

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第21回）議事概要

1 日時

平成24年12月7日（金）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
長谷川充弘，梶井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，小林宏司審議官

4 進行

(1) 長谷川委員あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった長谷川委員から，あいさつがあった。

(2) 3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について

植村刑事局長から，資料2に基づき，裁判員法施行3年後の検討に向けた裁判員裁判実施状況の検証報告書（以下「報告書」という。）の取りまとめ・公表について説明がされた。

（今田委員）

懇談会における議論のエッセンスを取り出して報告書に取り入れており，素晴らしいものに仕上がったと思う。また，全体として，可能な限り統計データに基づき実証的に検証を行うという姿勢が貫かれている上，統計データが収集できない部分については議論により補われており，高く評

価したい。

全体の構成は、裁判のプロセスに沿った分かりやすいものとなっている。また、目次に、そのパートで扱われている図表のタイトルも入れたことにより、法曹三者や研究者以外にも、取り上げられている内容を理解することが容易になったと思う。

(内田委員)

約3年間の統計データを積み上げて実証的に検証したことにより、迫力のある報告書に仕上がったのではないかと。大変読みやすく、謙抑的な記載にも好感が持てる。適切な目次により分かりやすくなっているのはもちろんのこと、本文編と図表編を分けたことにより、どちらか一方だけ読んでも理解しやすく、かつ、両方を併せ読めば更に理解が深まる構成となっているのもいい。また、統計データだけでなく、裁判員の生の声を掲載したことにより、報告書が血の通ったものになったと思う。

(小野委員)

統計データをグラフ化したことにより、法曹三者や研究者以外にも分かりやすいものになったのではないかと。例えば、世間には、裁判員の年代・職業・性別といった属性には偏りがあるのではないかと考えている人もいるかもしれないが、裁判員の属性についての図表を見れば、裁判員の属性の割合が、国勢調査における国民の属性の割合と近似していることが分かるだろう。また、量刑分布についても、非常に分かりやすく、意義のある資料になっているのではないかと。

できるだけ多くの人、特に弁護士に、報告書を見てもらうことにより、裁判員制度の運用について理解を深めてもらい、課題の克服につながればよいと思う。

報告書の作成は大変な作業であったろうが、今後もこのような作業を継続すると、大きな流れが見えてくると思われ、意義があるのではないかと。

(酒巻委員)

裁判員裁判の実現は、刑事裁判の長い歴史における非常に大きな変革であった。研究者の立場から、法曹三者とともに制度設計、施行準備、現実の運用の検証にかかわる機会を得たが、検討を始めたころには修正困難と思われたような運用上の問題点が、現行法の精神により即した形へと変化し、順調に運用されているのは、喜ばしいことである。刑事裁判に参加された国民が最大の功労者であるが、法曹三者の不断の努力にも敬意を表したい。

報告書は、客観的データにより裏付けられており、法曹三者が努力すべき課題、例えば公判前整理手続を円滑・合理的に進めるために努力すべき課題も端的に示されているところである。法曹三者は、従来慣行への郷愁やマニュアルに頼るのではなく、専門職業人として創意工夫を重ね、課題の克服を目指してほしい。

また、報告書は、立法課題の有無を判断する上でも貴重な資料になると思われる。研究者としては、今後も集積されるであろう統計データ等を参考にしながら、法曹三者とともに知恵を絞り、より良い裁判員制度の運用につながるよう、努力していきたい。

(龍岡委員)

裁判員制度の施行から約3年間の統計データに基づき客観的な検証が行われ、その検証結果が順序よく示されたことにより、初めて見る人にも分かりやすい報告書になったと思う。

裁判員制度は順調に運用されているが、公判前整理手続の長期化といった問題点もあるところ、報告書においてはそのような点についてもきちんと指摘されており、非常に参考になる。また、裁判員の声が盛り込まれているのもよい。

報告書からは、裁判員裁判に携わった様々な方の努力がうかがわれる。

今後も、この報告書を参考にして、制度がより良いものとして発展していくことを期待している。

(長谷川委員)

報告書においては、多様なデータが収集され、多角的な分析が行われており、刑事裁判への国民の参加の歴史に関する貴重な資料となるだろう。

報告書を見ると、裁判員制度の導入という刑事司法の大転換による、従来型の審理からの変化の状況や、今後取り組むべき課題が分かるように思う。これに関連して、検察の認識や課題について4点ほどお話ししたい。

まず第1点は、証明予定事実記載書面についてである。裁判員裁判における審理を充実したものとするためには、公判前整理手続が重要である。検察は、証明予定事実記載書面を早期に提出するよう努めているが、内容についてもメリハリをつけ、事案を簡潔に明らかにする証明予定事実記載書面を作成するよう一層工夫していきたい。

第2点は、証拠開示についてである。検察としては、公判前整理手続の迅速化に資するよう、請求証拠を早期に開示するのみならず、弁護人からの開示請求が予想される類型証拠についても積極的に任意開示するよう努めている。これにより、弁護人が早期に予定主張記載書面を提出することができるようになるのではないかと期待している。

第3点は、公判中心主義に関する取組についてである。検察としては、裁判員が法廷で十分に証拠の内容を理解し的確な心証が形成できるよう、書証については、従来型審理のように要旨の告知で済ませるのではなく、全文朗読を行うなど内容の全部を公判に実質的に顕出するよう工夫を重ねている。証人尋問についても、調書の筋書を再現することにとらわれないようにするとともに、刑事訴訟法321条1項2号後段による検察官面前調書の証拠調請求が予想される場合にも、早期に特信性や相反性に関する尋問に移るのではなく、少しでも公判において真実を引き出す尋問を行えるよう努力してき

た。また、捜査段階においても、簡にして要を得た供述調書の作成、客観証拠を重視し、供述に過度に依存しない証拠収集、取調状況が問題とされた場合に備えた取調状況の録音・録画など、様々な工夫を重ねてきたところであり、これらについては、今後も続けていく予定である。

第4点は、直接主義に関する取組についてである。今後も、証人の特性に応じた検察官の尋問能力の向上に努めていきたい。また、供述証拠の本来的な性質を踏まえつつ、事案の内容、立証すべき事項、裁判員の適切な心証形成、証人の負担、同意された書証の分量及び効率性を考慮して、供述調書と証人尋問を適切に使い分け、証人尋問の積極的な活用に意識的かつ柔軟に取り組んでいきたいと考えている。

これまで裁判員制度が順調に運用されてきたのは、裁判員のおかげであり、また、関係者の努力のたまものでもあるが、検察としても、法曹三者の一員として問題意識を共有しつつ、裁判員裁判が国民のための司法として有意義な形で定着するよう、地道な努力を続けていきたい。

(梶井委員)

裁判員裁判の実施は、戦後以来、さらに射程をのばせば明治以来の、司法における静かなる革命ということができるだろう。それが日々、全国で進行している。報告書は、その実施状況について、様々な問題点を見据えて多角的に検証したことにより、格調ある貴重な報告書になったのではないかと。特に、証拠調べに関しては、書証への依存傾向について、法曹三者ともに問題があったことをしっかりと捉えている。あとがきに、95%を超える裁判員が裁判員制度を評価していることや、裁判員の構成が社会の各層を見事に反映していることが、落ち着いた筆致で記載されていることも評価できる。

また、守秘義務が裁判員の負担になっているのではないかと指摘もあるが、報告書に記されている守秘義務についての裁判員経験者の感想は、

自然かつ率直なものであり，しかも守秘義務を肯定するものが少なくなかったと思う。また，死刑の選択が問題となる事件についても，評議時間の長さなどから，重大な判断に真摯に取り組む状況が明らかにされている。これらの点も，注目に値する。

(栃木オブザーバー)

実務においては手探りで裁判員制度の運用を進めてきたので，懇談会で多様な意見を聴き，参考になった。報告書は，統計データによる裏付けの下，裁判員裁判の実施状況について網羅的に検証されており，裁判員制度は順調に運用されている一方で課題もあることが示されている。法曹三者で報告書を熟読して，問題点の把握に努め，本当の意味で直接主義や公判中心主義を実現するため，公判前整理手続や公判手続の運用改善に努めていきたい。

(椎橋座長)

委員からは，報告書について，全体として高い評価が得られた。共通する指摘としては，裁判員制度の施行から約3年間における裁判員裁判の実施状況が統計データに基づき明らかにされ，目次や図表，本文と図表との関係が分かりやすく示されていること，報告書では課題も指摘されていることから，実務の参考になると思われ，今後もこのような検証を継続することが望まれること，裁判員裁判の実績は，裁判員を始めとする国民の理解と協力や，法曹三者の努力により積み上げられてきているが，更なる改善のために今後も努力を続けるべきことの3点である。

(3) 裁判員裁判の実施状況に係る統計データの公表の在り方について

植村刑事局長から，これまで，毎月の裁判員裁判の実施状況に係る統計データの公表においては，制度施行からの累積値を取り上げ，その平均値や分布を公表してきたが，4000件を超える多数の事件が終局した現在では，累積値に当月分のデータを加えても余り変動がみられず，傾向に変化があるかどうか

分かりにくくなっているため、今後は、これまでの統計データを整理して、主に経年変化を見ることに重点をおいた統計データを速報として公表していきたいと考えており、現在、検討を進めているとの報告がされた。

(小野委員)

裁判員の選任に関するもののうち、辞退事由や不選任決定の内訳は貴重であるので、これらについては引き続き掲載するとよいのではないか。

(植村刑事局長)

毎月の公表を取りやめる統計データについても、毎年公表している裁判員法103条による「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」(以下「103条公表」という。)においては、掲載を続ける予定である。なお、103条公表では、単年度分の統計データを公表しており、累積値は公表していないが、御指摘も踏まえつつ、毎月の公表においては、どのような統計データの掲載を続けるか、その中で累積値をどの程度入れるのか、経年変化を見る統計データをどの程度増やすのか、改めて検討することとしたい。

(酒巻委員)

毎月の公表項目からは除かれる統計データについても、103条公表から除かれるわけではないという理解でよいのか。

(植村刑事局長)

そのとおりである。

(榊井委員)

確かに、経年変化を見ることは重要と思われるが、全体として一気にそのように変更することが適切かどうかについては、慎重に検討すべきではないか。

(小野委員)

新受人員等、経年変化を見ることにより、裁判員裁判の流れが分かるものもあると思われるので、統計データごとに検討するとよい。

(梶井委員)

同感である。

(植村刑事局長)

統計データには、経年変化を見る方がよいものと、制度施行からの累積値を見る方がよいものがあると思われる。また、報告書により明らかになった課題を克服するために、追加することが望ましい統計データがある可能性もある。今後は、委員の御意見を聴きながら、統計データの変更について検討を進め、次回の懇談会において事務局案をお示しすることとしたい。

(椎橋座長)

事務局においては、委員の御意見も参考にしながら、毎月公表する統計データの項目の変更について、検討を進めていただきたい。

5 今後の予定について

次回の懇談会の具体的な日程については追って調整することとされた。

(以 上)